

令和6年9月6日
県土整備部都市整備局住宅課
TEL 043-223-3232

災害救助法に基づく応急仮設住宅の建設に関する協定締結について

大規模災害時における速やかな応急仮設住宅※の建設を目的として、さらに幅広い供給体制を確立するため、新たに一般社団法人日本ログハウス協会及び一般社団法人日本ムービングハウス協会と協定を締結しました。

※応急仮設住宅は、大規模災害時に自らの資力では住宅が確保できない被災者に対して、一時的な居住の安定を図ることを目的に、災害救助法に基づき知事又は救助実施市長が供与するもの。

1 協定締結団体

下記2団体それぞれと、県及び救助実施市である千葉市との3者による協定を締結しました。

(1) 一般社団法人日本ログハウス協会

(東京都千代田区内神田1丁目4番1号 大手町21ビル7階 会長 喜畑 隆之)

【設立日】：平成21年2月6日

【概要】：ログハウスの普及と健全な発展を図り、国民生活の向上に寄与することを目的に設立された。

ログハウスの品質・性能の向上、生産の合理化等を推進するための活動を通じて、ログハウスの振興及び関連産業の発展に努めている。

【会員数】：81社（うち、県内2社）

(2) 一般社団法人日本ムービングハウス協会

(北海道札幌市清田区美しが丘三条10丁目2番15号 代表理事 佐々木 信博)

【設立日】：平成28年3月11日

【概要】：被災地に迅速に設置できる移動型の応急仮設住宅「ムービングハウス」やユニット工法住宅に関する技術、ノウハウ、パテント等を広く社会へ普及させることを目的として設立された。

ムービングハウスの普及促進と、ムービングハウスの社会的備蓄に向けた官民連携の取り組み「防災・家バンク」をスタートさせるなど、ムービングハウスの普及活動を行っている。

【会員数】：60社（うち、県内1社）

2 協定締結日

令和6年9月6日（金）

3 協定の内容

大規模災害時に、千葉県からの要請により、協定団体は応急仮設住宅の建設に関して、住宅建設業者の斡旋その他の必要な協力を行う。

【参考1】2団体の特徴

(1) 日本ログハウス協会

調湿機能やぬくもりのある木材を多く使うログハウスは、居住性が高く、長期間利用もできる。木材を現場で組み立てるため、搬入経路が限られる場所にも設置可能。



事例（東日本大震災）

(2) 日本ムービングハウス協会

ムービングハウスは、工場生産のユニットをトレーラーに載せて移動、設置するため、短い工期で供給することが可能。平常時に、公共施設やホテル等として使用しているものを転用できる。



事例（令和2年7月3日からの大雨による災害）

【参考2】 応急仮設住宅に関する協定締結状況

| 応急仮設住宅の 種類 | 団体名 | 協定締結日 |
|-----------------------------|----------------------------|-------------|
| 建設型応急住宅 | (一社) プレハブ建築協会 | S58. 12. 1 |
| | (一社) 千葉県建設業協会 | S58. 11. 28 |
| | (一社) 全国木造建設事業協会 | H26. 4. 18 |
| | (一社) 日本ログハウス協会 | R6. 9. 6 |
| | (一社) 日本ムービングハウス協会 | R6. 9. 6 |
| 賃貸型応急住宅 (民間賃貸住宅の 借上げ) | (一社) 千葉県宅地建物取引業協会 | H18. 5. 25 |
| | (公社) 全日本不動産協会千葉県本部 | H20. 9. 5 |
| | (公社) 全国賃貸住宅経営者協会連合会及び千葉県支部 | H23. 9. 14 |